

配偶者暴力防止及び被害者保護に関する
徳島県基本計画

平成21年3月

徳 島 県

目 次

第1	計画策定の趣旨	1
1	策定の背景	1
2	本県におけるDVの状況	2
3	本県の取り組み	5
4	計画の性格	6
5	基本理念	6
6	策定の視点	6
7	計画の見直し	7
第2	計画の体系	8
	【基本目標1】 人権尊重の視点に立った暴力を許さない社会の形成	10
	（主要課題1） あらゆる暴力の根絶と男女平等を推進する普及啓発・教育	10
	（主要課題2） 職務関係者に対する研修・啓発	11
	【基本目標2】 被害者に配慮した相談体制	13
	（主要課題1） 配偶者暴力相談支援センターの充実	13
	（主要課題2） 県警総合相談センター等の充実	15
	（主要課題3） 地域における連携	16
	【基本目標3】 被害者に配慮した保護体制の充実	18
	（主要課題1） 一時保護施設の充実	18
	（主要課題2） 保護命令への対応	19
	【基本目標4】 被害者への自立支援の促進	20
	（主要課題1） 被害者への自立支援	20
	（主要課題2） 子どもへの支援	22
	【基本目標5】 関係機関の連携協力	23
	（主要課題1） 関係機関の連携	23
	（主要課題2） 民間団体との連携	24
	（主要課題3） 民間団体への支援	25
	【基本目標6】 苦情相談体制の充実	26
	（主要課題1） 苦情の適切かつ迅速な処理	26
	【基本目標7】 調査研究の推進	27
	（主要課題1） 被害者の心身の健康の回復及び加害者更生のための指導に関する調査研究	27
	支援チャート図	28
	用語解説	29
	資料編 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」	30

第1 計画策定の趣旨

1 策定の背景

平成13年4月に、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)が制定されました。この法律は、配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、女性に対して配偶者が暴力を加えることは個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっており、人権の擁護と男女平等を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護のための取り組みが必要であることを内容としています。

法の施行により、保護命令制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センターによる相談や一時保護等が開始されるなど、積極的な対応がとられ、社会のDV(ドメスティック・バイオレンス)に対する認識が高まりました。しかし、法では対応できない事例が多く発生したことから、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針、都道府県における施策の実施に関する基本的な計画の策定等を内容とする「配偶者暴力防止法の一部を改正する法律」が、平成16年5月に制定され、同年12月に施行されました。

一方、本県においても、平成15年11月に「とくしま男女共同参画実行プラン」(以下「実行プラン」という。)を策定し、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を推進方策として掲げるとともに、本県の実態を把握するため、「徳島県男女共同参画の推進に関する調査(DV等実態調査)」を実施しました。

さらに、DV等実態調査により、県民の意識や暴力の実態が明らかになったことを契機に、配偶者暴力防止法及び国の基本方針に即しつつ、本県の実情を踏まえた「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」(以下「基本計画」という。)を平成17年12月に策定しました。

しかし、平成18年12月、本県において、配偶者暴力防止法に基づく保護命令(接近禁止命令)を受けていた夫が妻を殺害するという、配偶者暴力防止法制度を揺るがせた事件が発生しました。このため、緊急に再発防止に向けて「配偶者からの暴力に関する相談機関等緊急連絡会議」を開催し、「DV被害者を守るための加害者対策等の強化」を国に要望するなど、DV防止の強化及び被害者支援の充実を図りました。

このような社会情勢を受け、保護命令制度の充実や、市町村の責務の拡大などを内容とした「配偶者暴力防止法の一部を改正する法律」が平成19年7月に制定、平成20年1月に施行されるとともに、国の新しい基本方針が公表されました。

県では、こうした動きに適切に対応する必要があること及び基本計画の策定以降、3年余りが経過し、各種施策が推進されたこと等を受けて、基本計画の一部改定を行うこととしました。

2 本県におけるDVの状況

(1) DVの相談件数等の状況

(DVの相談件数) (件)

相談機関名	平成17年度	平成18年度	平成19年度
徳島県女性支援センター	757	831	1,331

相談件数は延べ件数で年度(4月から3月まで)集計

(DVの相談件数) (件)

相談機関名	平成17年	平成18年	平成19年
徳島県警察本部	126	147	220

相談件数は新規相談件数で年(1月から12月)集計

(DV被害者の一時保護件数) (件)

保護機関名	平成17年度	平成18年度	平成19年度
徳島県女性支援センター	38	35	44

年度(4月から3月まで)集計

(保護命令件数) (件)

機関名	平成17年	平成18年	平成19年
徳島地方裁判所	15	14	21

年(1月から12月まで)集計

(2) 県民のDV等に係る意識調査の状況

DV等に係る県民の意識を把握するため、「DV等に係る意識調査」を平成20年6月に実施しました。その概要は次のとおりです。

なお、以後、計画中の「DV等に係る意識調査」は徳島県e-モニターアンケートの調査結果をいいます。

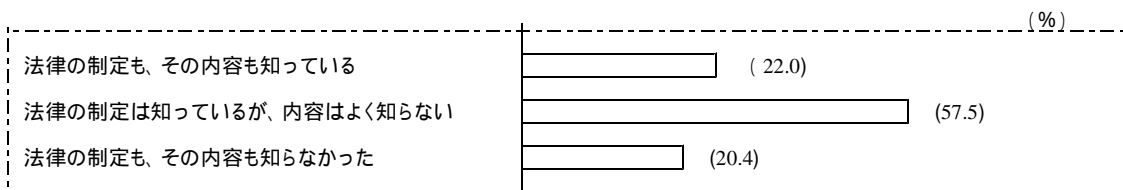
(徳島県e-モニターアンケート制度による調査)

調査期間 平成20年6月20日～7月3日

調査対象者 200名 回答者 186名 回答率 93%

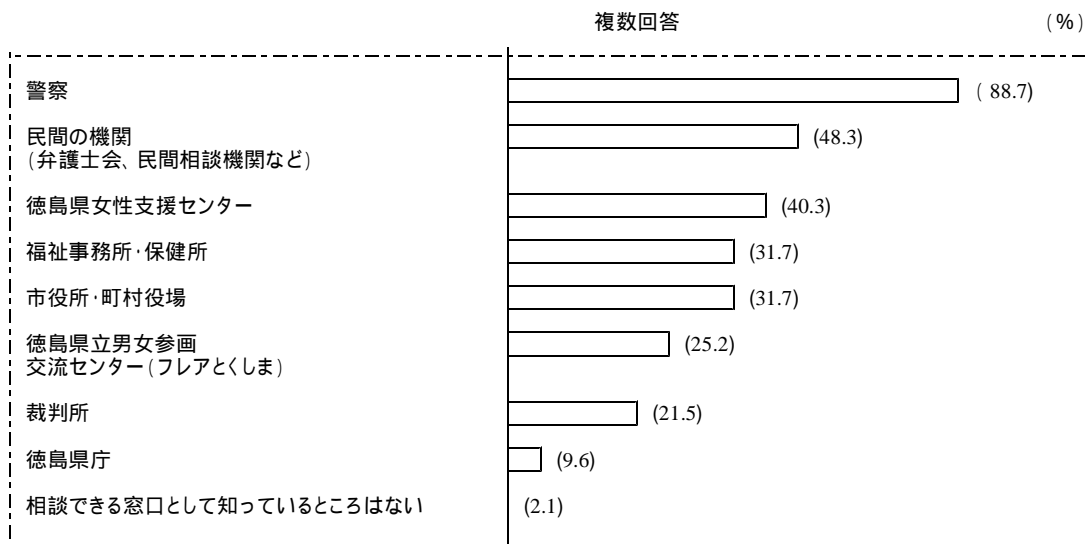
(法律の周知度)

「配偶者暴力防止法」については、79.5%の人が法律は知っていると回答していますが、内容まで知っている人の割合は22.0%と低く、内容を含めた周知・広報が必要です。



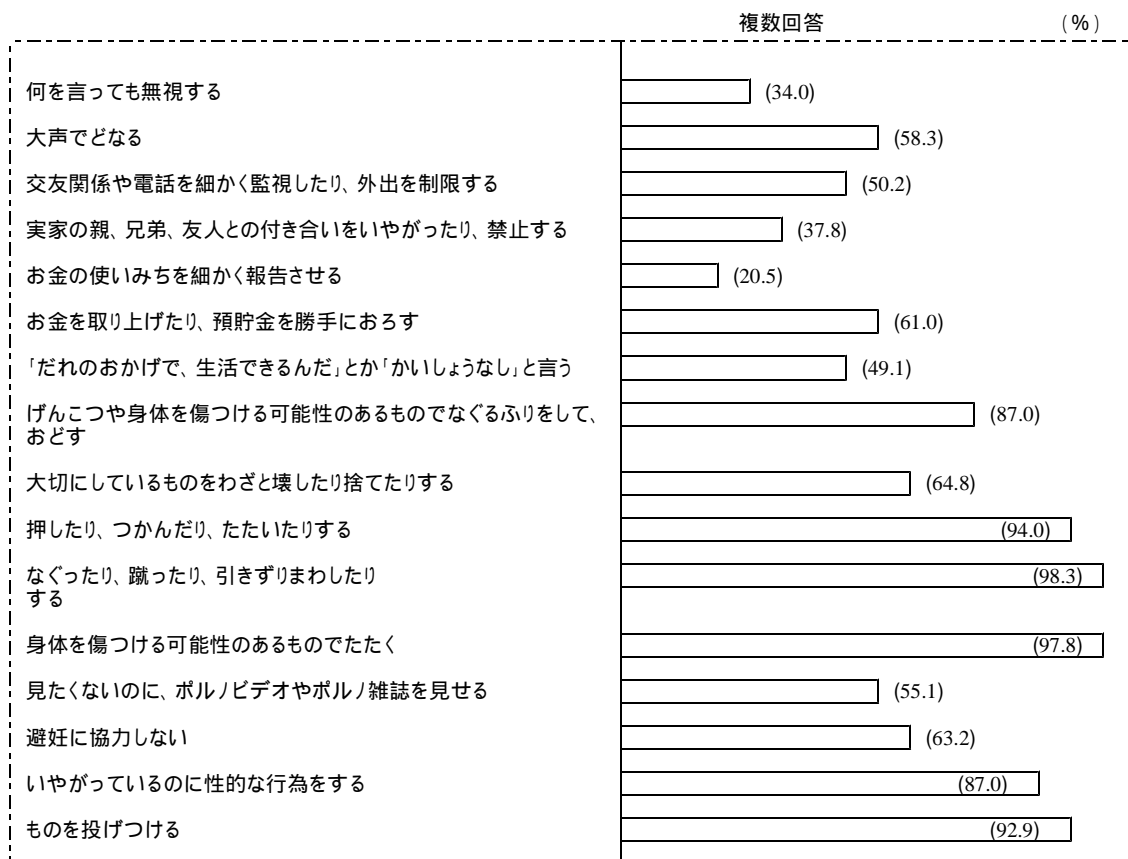
(相談窓口の周知)

「相談できる窓口としてどのようなものを知っているか。」については警察が88.7%と最も多く、次いで民間の機関、女性支援センターの順となっています。また、「相談できる窓口として知っているところはない。」は2.1%にとどまり、相談機関の周知は進んでいます。



(DVにあたる行為としての認識の状況)

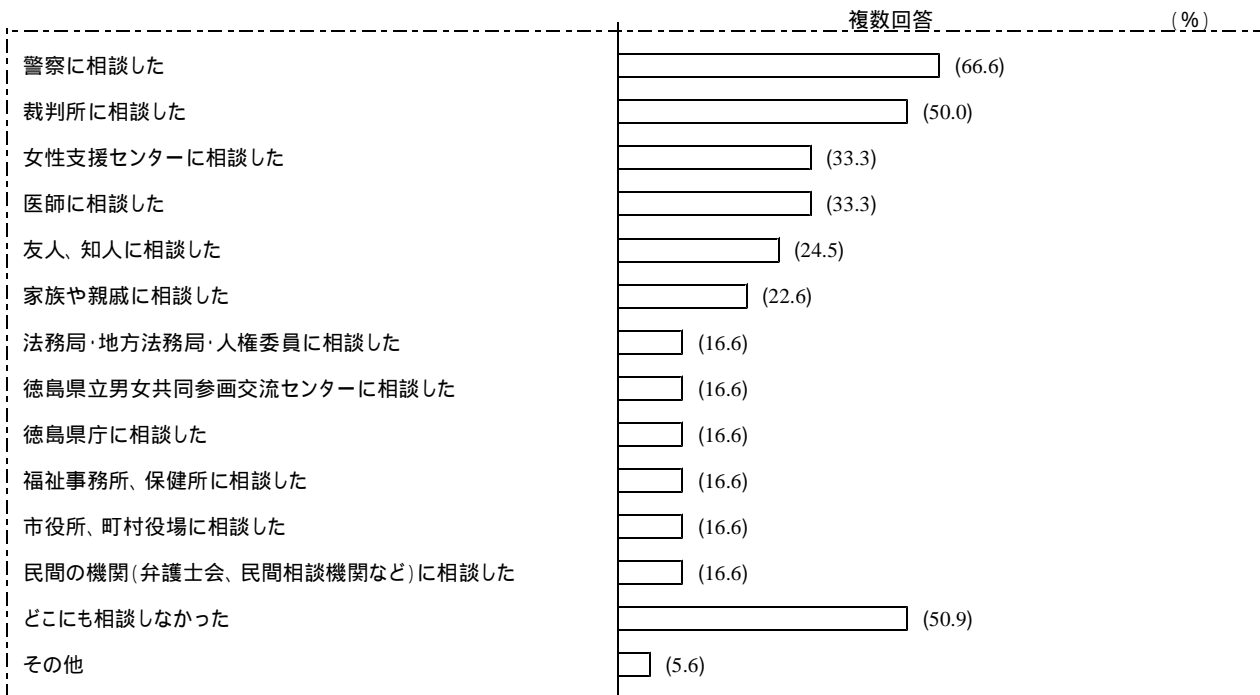
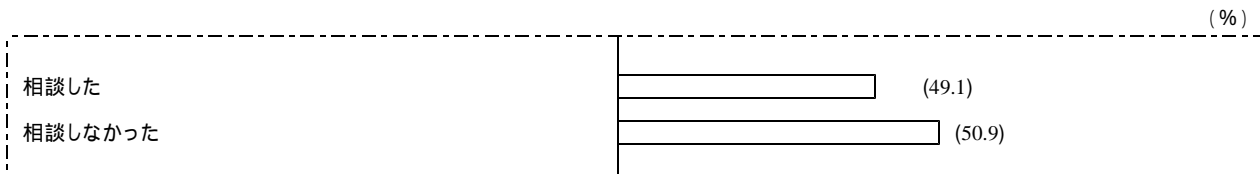
「何を言っても無視する。」(34.0%)、「お金の使いみちを細かく報告させる。」(20.5%)など、身体的暴力以外の行為を暴力にあたりと認識している人の割合は低くなっています。



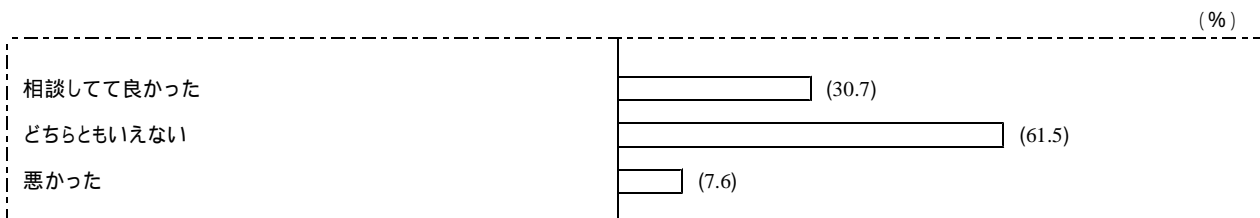
(DV相談の状況)

DVにあたる行為を受けたことがあると回答した人は17.4%で、この中で暴力を受けたとき誰かに打ち明けたり、相談したりしたかについては、49.1%の人が相談したと答え、その相談先としては、警察、裁判所、女性支援センター、医師の順に多くなっています。

一方で、約半数(50.9%)の人が相談しなかったと答えています。

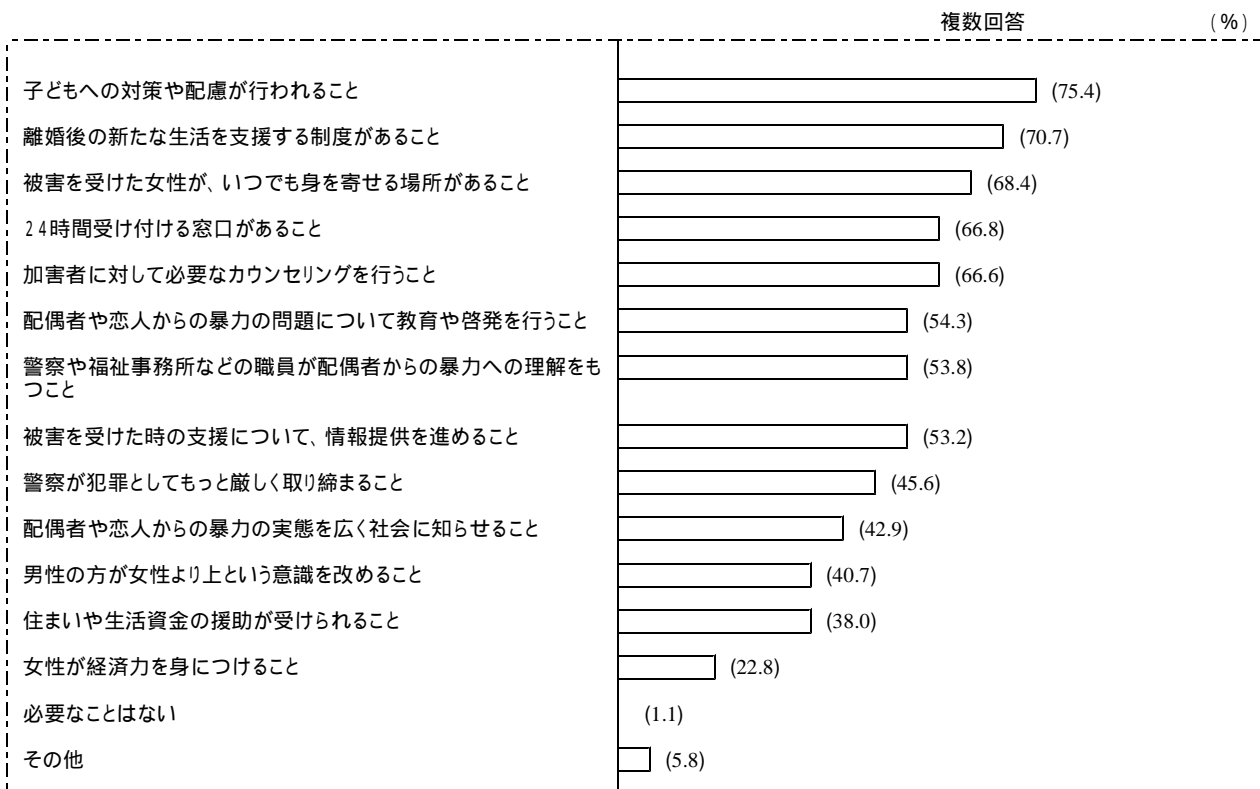


相談した結果、具体的な支援が得られた人、得られなかった人はそれぞれ50%で、相談して良かったと感じた人は30.7%、悪かったと感じた人は7.6%となっています。



(DV防止対策)

「DV防止に対してどのような対策が必要か」については、「子どもへの対策や配慮が行われること」、「離婚後の新たな生活を支援する制度があること」、「被害を受けた女性が、いつでも身を寄せる場所があること」、「24時間受け付ける窓口があること」などをあげる人が多くなっています。



3 本県の取り組み

県では、平成13年4月の配偶者暴力防止法の制定を受け、配偶者からの暴力は、男女共同参画社会の形成を図っていく上で克服すべき重要な課題であるという認識のもと、婦人相談所に配偶者暴力相談支援センター機能が付与されたことを契機に、その名称を「徳島県女性支援センター」に変更し(平成14年4月)、医学的、心理学的な相談、指導も行える中核的なセンターとして体制整備を行いました。また、関係機関の連携を強化するため、「配偶者からの暴力に関する相談機関連絡会議」を設置しました。

また、平成15年11月に策定した「実行プラン」においては、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を主要な推進方策として掲げ、関係施策を積極的に推進するとともに、平成17年12月に策定した「基本計画」では、DV防止に向けて、県、市町村、民間団体等が連携し、体系的かつ総合的な各種施策の推進に取り組んでまいりました。

さらに、平成19年3月に制定した「徳島県男女共同参画基本計画」では、主要課題として「男女平等を侵害する暴力の根絶」を位置付けその解決を図るとともに、平成19年7月に策定した県政運営の基本指針である「オンリーワン徳島行動計画(第二幕)」においても「男女共同参画立県とくしまづくり」を重点施策として位置付け、配偶者等からの暴力の防止やDV被害者の救済と自立支援等を積極的に推進しているところです。

なお、DV被害者と子どもの一体的な支援の必要性等を踏まえ、平成21年4月から「徳島県中央児童相談所」と「徳島県女性支援センター」を統合し、「徳島県こども女性相談センター」を設置しています。

このたび、平成19年7月に配偶者暴力防止法の一部を改正する法律が制定されたこと及び国の新しい基本方針が平成20年1月に示されたことに伴い、これまでの「基本計画」に基づき実施してきた施策を評価し課題を整理しながら、さらにDV防止対策を強化するため、関係機関、民間支援団体、県民の意見をお聞きし、基本計画を改定することとしました。

今後、改定された基本計画に基づき諸施策を推進することを通じて、DVなど暴力のない社会を実現していくことにより、本県の目指す「男女共同参画立県とくしま」を実現していきたいと考えています。

さらに、今回の改正配偶者暴力防止法では、市町村における基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務として明記され、最も身近な行政主体である市町村の役割が従来にもまして重要となっており、市町村における取り組みを一層促進する必要があります。

また、この問題の解決にあたっては行政の取り組みのみならず、民間団体や県民一人ひとりの理解と協力が不可欠かつ重要となります。

4 計画の性格

- (1) 配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく計画とし、県は、この計画の趣旨に沿って施策を実施します。
- (2) 市町村は、この計画の趣旨に沿って施策を実施するよう努めるものとします。
- (3) 県民、NPO(民間非営利団体)、民間団体、国などに対しては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を示すことにより、主体的な参画と積極的な協力を期待するものです。

5 基本理念

計画の基本理念は「暴力を許さない社会をつくる」とします。

6 策定の視点

- (1) 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

配偶者等からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。

配偶者等からの暴力は、単なる「家庭内のうちわもめ」ではなく、暴行罪、傷害罪等の犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

配偶者等からの暴力は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、決して許されるものではなく、その根絶に向けて努力を続けなければならないことを関係者だけでなく県民一人ひとりが強く認識することが必要です。

(2)被害者の視点に立った相談体制、保護体制を確立し、自立支援を促進する。

配偶者等からの暴力は、いかなる場合でも許されません。
被害者が我慢しなければならない理由はどこにもありません。
被害者擁護の観点から、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に努める
必要があります。

(3)暴力が行われている家庭の子どもや親族もまた、被害者である。

子どもが暴力行為の現場を見たり、直接暴力を受けたりすることは、子どもの心身に深い傷が残ることがあることから、長期にわたる影響を認識し、個々の子どもの状況に応じて適切に対応する必要があります。
また、被害者の親族の生命や身体に危害が及ぶおそれもあります。
さらに、高齢者・障害者に対する虐待との関連にも留意していく必要があります。

(4)「男女共同参画立県とくしま」を推進するため、積極的に総合的施策を行う。

男女が社会の中で個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画立県とくしま」の実現をめざしている本県にとって、個人の人権を踏みにじり、男女平等の実現を阻んでいる「配偶者等からの暴力」の問題は、早急に取り組まなければならない課題です。
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策は、広範多岐にわたっていることから、関連機関の相互連携、協働体制を確立することが必要です。

7 計画の見直し

基本計画については、法律、国の基本方針の改正、施策の実施状況等を勘案しながら、必要に応じて見直します。

見直しする場合には、基本計画に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むとともに、被害者保護に取り組む民間団体等、広く県民の意見を聴取することとします。